

第12回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会会議録

平成26年11月10日（月）

午後1時30分～3時30分

議員協議会室

出席委員12名（欠席委員3名）

荒牧委員、高野尾委員、西森委員、豊嶋委員、小林委員、斉藤委員、柳澤委員、

蟻川委員、竹平委員、石井委員、江原委員、岡田委員

1 会長あいさつ

2 会議事項（要旨）

（会長）

今日は推進計画を今後どのように進めていくかについて現状の把握をして、取り分け普及と啓発について、また情報収集と共有については、行政、関係部署、団体が連携するためにどういう情報を収集し共有していくことが必要なのかを考えていきたいと思います。

(1) 松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画（案）について

（事務局）

これまでの検討の経過について報告

推進計画策定のスケジュールについて説明

推進計画（案）の修正個所について説明

なお、子どもの意見について子ども用のアンケートを作成し、パブリックコメントの間に配布、回収したいと考えています。

（会長）

これから微調整はできるのですか。

（事務局）

今週末に議会で協議いただき、パブリックコメントにかける予定ですので、パブリックコメント後に修正することは可能です。

（会長）

特に追加したP21に特徴的な取組みをあげていますが、これを入れたら、こういう表現でいいのかということについて意見はどうでしょうか。

（会長）

P 4の「松本市いじめ防止等のための基本方針」はいつできるのですか。

条例を活かした基本方針を策定するという表現を入れることは重要だと思います。条例では子どもを主体に置いて問題解決をすることなので。

(事務局)

基本方針策定会議の冒頭では条例の理念を踏まえるようお願いしています。

(会長)

まつもと子ども未来委員会の「未来」について、子どもは未来の担い手であるということが強調されて、今の主体性がはつきりせず、抜け落ちてしまうような心配があります。

(委員)

P 2 1 (2) 未就学児の表現が気になります。小さいうちから継続したということを強調した方がいいと思います。また、読み聞かせや紙芝居という表現もどうかと思います。また(5) 子育て支援者への支援について、保護者支援も重要であると思います。教職員や地域住民等という言葉も幅のある表現にして欲しいです。

(委員)

(3) は学校で松本版・信州型コミュニティスクールをしていくと言っているのに、地域に限定するのはいかがかと思います。

(委員)

子どもが主語となるという表現は受け取りにくい言葉であると思います。

(会長)

これは施策の方向6の推進施策にもあるので、入れた方がいいと思います。現在あちこちで使われている言葉で、大人が主語から子どもが主語にしてみたらどうかという意味ですし、むしろ(4)のタイトルはどうかと、市民の皆さんに分かってもらう表現にした方がいいと思います。

(会長)

(2)の未就学児童は、乳幼児期から継続的したという表現がいいと思います。家庭における読み聞かせのサポート等についても入れることを考えると、保育園・幼稚園の頃からの読み聞かせや紙芝居と限定しない方がいいですね。図書館に子どもの権利の本があることだけでも違いますし、読み聞かせや紙芝居を含めて、子どもたちがいのちとか子どもの権利に気づいたり考えたりする機会を設けるということですので

(3)について松本市の地域コミュニティの作り直しのなかで、子どもを位置づけるという意味では特徴ですね。学校における参加だと三者協議会や四者協議会を設けたり、施設の運営協議会を設けたりする自治体もありますが、このように地域を柱にすることはいいと思います。

(委員)

子どもは主語という表現は一般的なんでしょうか。市民に対して分かりにくいような気がします。

(会長)

スマイル運動という言葉を入れた方がイメージがわくかもしれませんね。

(委員)

現在の活動から想像すると、積極的に関わるというとどんな解釈をするんでしょうか。

(委員)

地域では子どもを巻き込んで、上からでなく子ども主体性を活かすようにした方がいいので、関わりを深めるという意味で、子どもを中心にする、主体性をもつという表現を入れた方がいいのかと思います。

(会長)

(4)のタイトルを子どもが主語となる活動について説明するやり方もありますね。(5)は子育て支援者への支援だと保育士とか教職員という人への支援と取られてしまうので、保護者を入れてはどうでしょうか。また、教職員や地域住民だけでなく関わる人たちにも積極的に支援することを出した方が伝わりますね。

(事務局)

松本市の特徴的な取組みですがタイトルだけでなく、説明文についてP21とP22がつながるように表現を変えるようにします。

また、いじめ防止の基本方針につきましては基本的に年度内に策定を終える予定ですので、決まった場合には策定したと入れますし、条例の趣旨も入れさせていただきます。未来委員会についても現在を大切にしないわけではなく、夢のある未来ということですし、まだ仮称なので、検討させていただきます。

(会長)

未来という表現は、松本市にはないのですが、他自治体の条例で子どもは未来の担い手という言葉はあり、今子どもはどうなのか、社会の一員ではないかという危惧があるという意味です。

(委員)

子どもは主体よりも主語の方がいいんですかね。

(会長)

施策の方向6にもありますが、主体よりもインパクトがありますね。大人や行政ではなく、子どもが主語にして見直すという意味合いを含んでいます。

(会長)

松本市子どものアンケートで、家庭、学校、地域で意見を聞いてもらっているという割合は全国的にも高いです。その結果が条例や計画に反映されていますの

で、そのことを踏まえ意見表明や参加の内容を広げる考え方もあります。
(事務局)

地域における子どもの意見表明・参加についてですが、単に子どもたちから意見を聞くということではなく、一市民として自主的な活動をするように意見を活かすことが大切と考えます。

(会長)

P 2 1 は市民の皆さんに特徴を分かりやすく説明する部分ですね。こういうところに特徴をもって子どもにやさしいまちづくりを推進しますといことが分かる表現にした方がいいですね。

(委員)

(3) の地域という表現では家庭、学校に対する地域というふうにしかとらえられないと思います。

(会長)

(3) は地域の一員としての子どもの意見表明・参加ということについて説明を入れたら分かりやすくなるのではないのでしょうか。

(委員)

P 1 3 の表を見ますと、子どもたちは自分の考えや意見を聞いてもらっているという質問で、家庭、学校では割合が高いですが、地域は低いです。家庭でも学校でもない地域にしっかり視点を置く必要があると思います。子どもの意見についてこれまで上から目線で、大人がリーダーシップを取っていたのか、今の子どもたちの自立心のなさがそんなところにあるのかと思います。やはり地域という言葉は大切にしたいと思います。

(委員)

(2) の読み聞かせや紙芝居とありますが、ここに市は力を入れていきたいという意味ですか。外遊びをすとか、友達を大事にするとかという活動は入らないのですか。

(会長)

ここはあくまでも中心となる特徴的な活動という意味ですが

(委員)

(2) は読み聞かせや紙芝居等としたほうがいいと思います。

(委員)

(3) の自主的に参加できるという表現が P 2 9 の推進施策 3 では主体的に参加できるという表現になっていて、主体的な活動が生まれてくるというニュアンスに取れるんですが、自主的という言葉には、活動にのるという感じがします。

(会長)

P 2 8 の意見表明と参加の条文について、参加は権利であるという認識をもつ

ことが大切ですね。条件が整ったら認めるということではなく、権利についての条文があるので、入れておいたほうが良いと思います。

さて、P36で情報の収集および共有について以前は一つの項目にしていたのですが、(1)の中に入れたのですがどうでしょうか。情報の収集および共有というのは、推進体制の大前提として強調したほうが良いと思うのですが。情報が関係部署間でも共有できていないことがあり、情報の収集や共有をしていくことは一つのチャレンジです。将来的には松本の子どもたちの状況や子どもをめぐる取組みを一つのものとして作っていったら良いということで一つの項目にしたのですが。行政の人が趣旨を分かればこの表現でも良いのですが。

計画に反映できるのは今日の議論までで、今後出るパブリックコメントには皆さんもご意見を出すことができますし、皆さんの周りにも紹介していただきたいと思います。

(委員)

学校では具体的に計画について学ぶ時間が取れるのでしょうか。

(委員)

簡単な説明ということなら若干だといいのでは、ただ学習という点では内容にもよります。

(会長)

現実的には急に入ってくると難しいですね。家で検討してもらおうということでしょうか。

(委員)

先生によっても温度差がありますし、共通のものがあればと思いますが。

(会長)

次の議題「子どもの権利の普及啓発について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

市の取組みについて説明

(会長)

これまでの取組みをふまえ、さらに進展させるにはどのようなことが必要か議論したいと思います。全体として小さいころから学校や地域でどのように広報していくのか、学校向けの教材や資料集等について、これまでの良かったものを言ってもらいながら、さらに進めるために必要なことを出して欲しいと思います。

私は紙芝居が非常に良いと思います。現在全ての保育園にわたっているんですか。

(事務局)

保育園では9ブロックごとに紙芝居を置いて、園の先生がしています。

(委員)

松本市の子ども向けのパンフレットはいいことだと思います。ただ、大人たちの間ではこの条例があることについてよく知られていないと思うんですね。周りの人に聞いても、そんなものがあるのと、反応がにぶいので、先ず大人に理解してもらうことで、子どもたちに浸透していくのかなと思うんですが。

(会長)

子どもたちへのアンケートを見ても、学校を通じて知った子どもが多いですね。学校のなかで、今の忙しい中で時間を取って子どもの権利について学習するような位置づけをしたり、教材をつくることは大きな問題です。ある自治体では、11月20日を権利ウィークとして学校でも権利について取り上げようと、そのために教師用の指導集をつくって、そのもとになる子ども向けの冊子をつくってやっているところがあります。年間のカリキュラムのなかに組み込んでいます。

ただ大前提として、学校は子どもの権利に関わる取組みをいろいろな形でやっているんです。せっかくやっているのに、そのことを自覚していないことが多いです。子どもの権利条例や条約が学校に入っていくこともあるのですが、現在学校でやっている取組みも含めて、双方向でやる認識をもつことが重要です。そのために教職員向けの指導集なり位置づけを教育委員会等とつくりあげることができると思います。

施策の方向2の推進施策2にも子どもの権利に関する教材を作成し、授業で活用し、その内容について交流するとありますが、その取組みをどう具体化するかが重要です。

また、パンフレットを子どもたちから意見を聞いてつくるということもあります。子どもたち、教職員、専門家が話し合い、子どもたちに伝わるような表現にするといいです。そのことは子どもの権利学習にもなると思います。

今先生方にパンフレットを渡して、権利学習をして欲しいと言っても、先生たちが権利学習を学んだことがないので、どうやっていいか分からないですよ。そういう時には子どもと一緒に考えましょうと私はいうのですが、先生たちはそれをよしとしないですね。先生たちが独自に指導集をつくるということは難しいので、市としてつくっていかないと。

(委員)

先生方が現在している活動が権利条例に結びついているんですよ、という理解をすれば分かりやすいです。改めてこうしましょうというと、先生方は別の活動で困ったなとなります。生徒会等で先生は子どもの自主的な活動を後押ししているんですが、そのことが条例と結びついていますよという認識を持たば

ことは早いです。同じように地域の子ども会でも同じ意識で関わってくださればと思います。子どもは学校で学ぶことが積み重なりますので、機会をつくれればいいのですが、そこから先をどうするかということです。

(事務局)

市と教育委員会が協力してパンフレットを作成しましたが、今年度は配るだけでなく、検証をするようにします。内容、配付の時期等検証して、来年度の作成にいかしていきたいと思います。これをもって学校、家庭、行政がつながっていくことができればいいと思っています。検証内容については、後日報告し、議論いただければと考えています。

(会長)

子どもたちの意見を聞いてもいいと思うんですね。またJリーグも人権の問題について取り組んでいるので、パンフレットに山雅の選手にコメントをもらおうと子どもたちにもインパクトがあると思います。

(委員)

現在、地元の地域づくりセンターの委員をしまして、その会議で、センター長から、もっと子ども目線の地域をつくっていかないといけなと言われてたり、公民館長からもっと子どもたちから話を聞かないといけな、主体性を育てないといけなと言われるようになり、地域が子どもについて変わろうとしていると感じます。

公民館長会や町会長会などで子どもをどう育てていったらいいのかふみこんでいけたら変わっていけるのかなと感じます。アンケートをみると地域で意見を聞いてもらえていないので、地域が子ども目線で考えていければいい場所になると思います。

(会長)

子どもの権利条例が入ると子どもたちの自主的、主体的、あるいは子ども目線が進化するんです。ここで子ども目線というのは、子どもと一緒にいるのではなく、子ども自身の意思をどう受け止めて実現できるようにするのかわ、それが徐々に芽生えてきていると思います。そこで、そういうところに働きかける冊子を作ったり、子どもに関わる人たちの研修について、これまでの広報のなかはどう位置付けるのかという整理をしていかないといけなですね。広報活動はいろいろなところでやっていますので、例えば虐待週間に子どもの権利の視点で考えるなど、1年事業をトータルで見る必要があります。

(委員)

こんにちは赤ちゃん事業の時に、ファーストスプーンや資料を持って伺っているんですが、この時に条例の関係も入れるといいですね。

(会長)

パンフレットに子育てに関わる簡単なものがあるといいですね。

(委員)

自分の働いている現場でも、子どもの権利について何度か耳にしましたし、現場の先生も取り組んでいる姿勢を感じています。まつもと子どもスマイル運動も周知予定とのことですが、私の団体でもつけたいと思いますし、山雅の選手にもつけてもらえたらいいし、児童センターの先生方もつけていただけたら違うのかなと思います。

昨年からののちに関する本の学校向けの無料貸し出しを独自に20校くらい巡回しています。同時に11月ほどの学校も人権について取り組んでいて、いのちの本の展示に合わせて、本の紹介の授業もしています。学校でも様々な取り組みをしているので、指導集をつくる際には、事例集のようなものや他地域の子どもの権利の取り組みの紹介について、例えば、いのちの本を使って子どもの権利をテーマに考える学習があったりするので、ケース紹介のようなものもいいと思います。

(委員)

紙芝居ですが、図書館では紙芝居を借りるお子さん連れの方や団体も多いので、図書館にあるといいかなと思います。

各町会公民館に人権擁護委員がいて年1回講演会等をする事になっていますが、市役所に行ってDVDを借りてきて見て終わることや講演会が多いので、市から各町会でもこういうことができるということを送ると、知ってもらえるのかなと思います。

(会長)

平和教育のことも学校で取り組んでいますが、現在の平和教育の核心の一つとして、日常のもめごとを非暴力的に解決する力を育むことが重要になっていきます。それはまさに子ども権利と合致するわけです。最終的に子どもの権利は、一人の人間としてちゃんと認められてお互いにいい関係になることで、非暴力的な解決というのは学校ではコミュニケーション能力としてやっていることです。これまでの活動が子どもの権利と結びつくことを先生や保護者の方が自覚する取り組みになると、子どもの権利が基盤となった関係づくりになっていきます。先ほどの話から、この条例ができて、その基盤が少しずつ芽生えていると思います。

あと、こころの鈴の周知について、ある自治体では、その相談センターの認知度が8割ですが、それはそのスタッフが学校を周って説明をすることをしたからです。周知というのは重要なので、検討していただきたいと思います。

また、情報の収集及び共有ということですが、推進計画のP3にある「子どもの現状と課題」について、実態と取り組みと方向性について共有できるものが

できたらいいと考えています。行政、市民、関係機関と連携して取組みが分かるようなものを取り上げていけたらと考えています。次回以降検討したいと思います。

(事務局)

まつもと子ども未来委員会、子ども交流事業について取組みの説明、報告

(委員)

松本市について3年生、4年生で学ぶので、まつもと子ども未来委員会が3年生からというのがひっかかります。発表や提言についても子どもがテーマを自由にということがあるのですが、発表だけではまずいので、反映できうる中身について考えたほうがいいですね。

(会長)

年齢はかまわないと思うんですが、やれるかどうかという危惧はありますね。

(委員)

サポーターの役割はどうでしょうか。

(事務局)

他の自治体は大学生など若い方が多いですね。松本市もいずれサポーターを検討したいと思います。他の自治体は会議の準備をしたり、子どもから意見が出るように助言したりという役割をしています。

(委員)

学年のアンバランスがない方がいいですね。

(会長)

最初はアバウトのほうがいいですね。子どもがどうしたいのかを尊重したほうがいいと思います。長野県では茅野市が進んでいるので、その経験を取り入れた方がいいです。市へ提言できることはいいですね。

(事務局)

他自治体も提言に対して必ず返事をしていきますので、松本市も回答していく予定です。

(委員)

募集期間が短いので、安心していけるようなメッセージを送ってください。

(会長)

子どもの取組みしている団体と委員会のつながりも検討してください。委員会だけでなく、関係する団体とやっていけたらと思います。